

## 地域担当職員制度Q & A

**Q** これまでも役場とは、十分に連携は取れていますが、今後は全て、地域担当職員を通さなければならぬのですか？

**A** 自治会が持っている行政への要望ルートや連携方法が確立されている場合は、そのまま維持してください。地域担当職員は、もう一本の行政とのパイプ役を担います。自治会によっては要望など、役場のどこに言えばいいのかわからない場合もあるので、このような場合、地域担当職員に話していただくことにより、その担当課と連携し、問題解決を目指します。

**Q** 地域担当職員に話をすれば、全て解決してくれるのですか？

**A** 地域担当職員として、さまざまな年齢層の職員を配置しますが、幅広い行政分野を全て承知しているわけではありませんので、その場で回答できない場合は、課題を持ち帰り、担当課と協議や調整をして回答します。しかしながら、全ての要望を解決することは困難です。その場合は、地域の発展のために、行政と町民の皆さんが協力しながら、何ができるのか、一緒に考えましょう。

**Q** 地域担当職員は自分の居住する地域を担当するのですか？

**A** 地域担当職員は、自分の居住する地域の自治会は担当しません。他の地域に居住する職員を各自治会に原則4人配置します。

**Q** 配置される地域担当職員は、いつまでも同じ職員なのですか？

**A** 地域担当職員の任期は2年で、2年ごとに配置する職員が入れ替わります。また、年齢的に順次定年を迎える職員もいますので、毎年どこかの自治会の担当の一部が替わることがあります。また、自治会から特定の職員を指名することはできません。

**Q** 地域担当職員は、いつでも自治会に来てくれるのですか？

**A** 地域担当職員については、出張や業務が多忙な場合もありますので、班長を中心として調整を行い、2人程度の職員が要請に応え、参加できるように調整します。しかしながら、何らかの都合でどうしても調整がつかない場合は、残念ながら行くことができない場合もあります。

**Q** 地域担当職員は、自治会の事業であれば、何でも手伝いをしてくれるのですか？

**A** 地域担当職員は、自治会活動の支援という立場で、公務として関わります。自治会が日常的に行う庶務や活動、例えば、総会資料の作成、会計処理などは自治会の自主性を損なうおそれがあるため、行わないこととしています。また、町内一斉清掃や敬老会などの全町的な事業や冠婚葬祭の手伝いは、地域担当職員も居住している地域での活動がありますので、参加しないこととしています。その他、飲食を伴う懇親会には参加しないこととしています。

## 参加要請の窓口

地域の中で、「こんなことがしてほしい」、「こんな問題があるんだけど…」などがあれば自治会で取りまとめ、町民課自治振興係に参加要請をしてください。

## 今後について

各自治会に配置する地域担当職員については決定次第、自治会の皆さんにお知らせします。自治会の皆さんと地域担当職員との顔合わせなどを個別に行っていきたいと考えています。